## 教員の担当授業科目に関する申し合わせ

2022.11.2 教務委員会

本学では、大学設置基準第10条に定める「教育上主要と認める授業科目」(以下「主要授業科目」という。)について、以下のとおり申し合わせる。

- 1 「主要授業科目」とは、保育士、保健師、助産師、看護師、介護福祉士及び社会福祉士 に係る各指定規則において必修とされる内容を含む科目、並びに幼稚園教諭、特別支援学 校教諭及び養護教諭に係る教職課程認定基準において教職に関する科目とされる内容を 含む科目とする。
- 2 「主要授業科目」は、原則として専任の教授又は准教授が担当するものとする。
- 3 「主要授業科目」以外の科目は、なるべく専任の教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。
- 4 演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目は、なるべく複数人の教員を配置して指導に当たるものとする。
- 5 助手は、上記2から4の授業科目を担当する専任教員の補助を行うものとする。